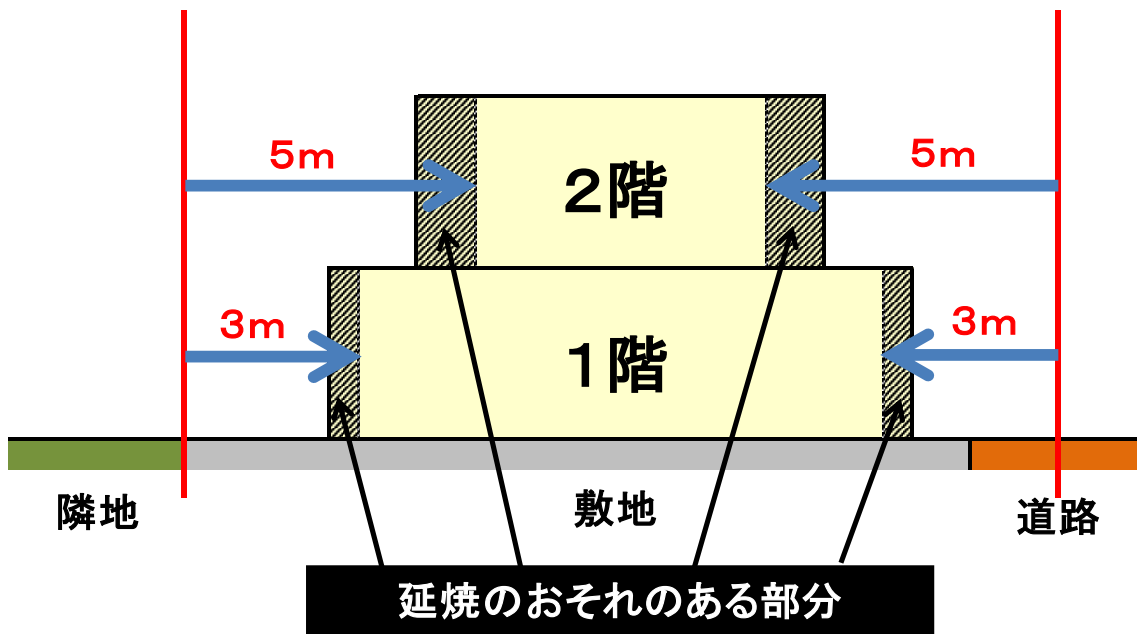


延焼部分1

「延焼のおそれのある部分」は、1階3m以内、2階以上5m以内

① 隣地境界線

② 道路中心線



解説

延焼のおそれのある部分は、三つの条件がある。ここでは、二つの条件について説明する。

①は隣地境界線からの例

②は道路中心線からの例

どちらも図の中で赤線となっている隣地境界線と道路中心線から、1階部分では3m以内、2階以上では5m以内の建築物が、延焼のおそれのある部分となる。